

みんなで支えあう 国民健康保険

医療費が高額になったときは、高額療養費制度が適用できます

高額療養費制度は、医療機関で支払った一部負担金（本人が負担した医療費）が高額になった場合に、自己負担限度額を超えた金額を国民健康保険が負担する制度です。（ただし、保険適用外の診療や、入院時の差額ベッド代、食事代等は支給対象となりません）

自己負担限度額は、70歳未満と、70歳以上の方（後期高齢者医療制度対象者を除く）で異なり、また世帯の所得区分によっても異なります。

70歳未満の方

同じ方が同じ月に、同じ医療機関に支払った自己負担額が下表の限度額を超えた場合に対象となります。

適用区分※1	自己負担限度額	
	年3回目まで	年4回目以降※3
ア 901万円超	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1%	140,100円
イ 600万円超～901万円以下	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1%	93,000円
ウ 210万円超～600万円以下	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円
エ 210万円以下	57,600円	
オ 住民税非課税※2	35,400円	24,600円

70歳以上の方

同じ月に医療機関に支払った金額が下表の限度額を超えた場合に対象となります。

所得区分		自己負担限度額			
		外来 [個人単位]	外来+入院 [世帯単位]	外来 [個人単位]	外来+入院 [世帯単位]
		限度額を超えた月が年3回未満の場合		年4回目以降※3	
現役並み 所得者※4	Ⅲ 課税標準額 690万円超	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1%		140,100円	
	Ⅱ 課税標準額 380万円超	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1%		93,000円	
	Ⅰ 課税標準額 145万円超	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1%		44,400円	
一般		18,000円 (年間144,000円上限)	57,600円		
住民税 非課税	Ⅱ※2	8,000円	24,600円	-	
	Ⅰ※5		15,000円	-	

※1 所得については、同一世帯のすべての国民健康保険被保険者の年間基準所得額になります。

※2 同一世帯の世帯主およびすべての国民健康保険被保険者が住民税非課税の方。

※3 過去12か月の間に同じ世帯で3回以上高額療養費の支給を受けたときの自己負担上限額。

※4 同一世帯に一定所得（地方税法上の各種所得控除後の所得（課税標準額）145万円）以上の70歳以上の国民健康保険加入者がいる世帯。

※5 同一世帯の世帯主およびすべての国保被保険者が住民税非課税で、所得が一定基準に満たない方。

同じ国保世帯内で合算して限度額を超えたとき

ひとり（1回）の窓口負担では高額療養費の自己負担限度額を超えていなくても、月内に複数の受診や同じ世帯内で受診があり、その合算額が一定額を超えた場合は、高額療養費の支給対象となります。

高額療養費の支給対象となる方（世帯主）に申請書をお送りしています

高額療養費の支給対象となる場合は、住民課保険年金担当から月ごとに高額療養費支給申請書（黄色の紙）をお送りしています。

申請書がお手元に届いた場合は、必要事項を記入の上、住民課保険年金担当までご提出ください。

◆問い合わせ先 住民課 保険年金担当 ☎0748-52-6584

国民年金からのお知らせ

「新成人の皆さんへ」

今年20歳を迎えられる皆さん、ご成人おめでとございます。

日本国内に住所のある20歳から60歳までのすべての方は、学生の方も含め国民年金に加入することが法律で義務づけられており、20歳になると日本年金機構から国民年金加入のお知らせが届きます。

公的年金制度は、老後の生活を支えるだけでなく、病気やケガで障がいが残ったときにも、生活を支えてくれる大切な制度です。自分自身の将来のために国民年金に加入し保険料を納めてください。

納付が困難な方は、学生納付特例や申請免除・納付猶予の制度がありますので、草津年金事務所または役場住民課保険年金担当までお問い合わせください。

「年金受給者の皆さんへ」

公的年金等の源泉徴収票が送付されます。

日本年金機構より、国民年金や厚生年金等の老齢年金を受給されている方を対象に、1年間の年金の支払総額等が記載された「令和3年分の公的年金等の源泉徴収票」が1月に送付されます。この源泉徴収票には、令和3年中に年金から引き去りをした介護保険料や後期高齢者医療保険料、国民健康保険税額等が表示されておおり、確定申告の際に必要となりますので、大切に保管しておいてください。

※障害年金や遺族年金は課税対象ではないため、源泉徴収票は送付されません。

※源泉徴収票を受け取り後に紛失された方は、草津年金事務所へお問い合わせ下さい。

◆問い合わせ先

日本年金機構 草津年金事務所
(国民年金課)
☎077-567-2220
(お客様相談室)
☎077-567-11311
住民課 保険年金担当
☎0748-521-6584

学校体育施設開放事業

町内の小・中学校の体育館・格技場を開放しています

町では学校の教育に支障のない範囲で体育館・格技場を登録団体に開放し、スポーツ活動の場としてご利用いただいています。利用を希望される団体は、事前に教育委員会に団体登録をお願いします。

●登録できる団体

日野町在住、在勤、在学する10人以上の者で構成する団体で定期的・継続的に使用される団体。

●登録手続き

教育委員会事務局生涯学習課で団体の使用者登録申請書を提出し、許可を受けてください。

※登録後、翌々月から使用できます。

●使用料金

原則1回500円(照明を使用した場合・時間制限なし)

◆提出・問い合わせ先

教育委員会事務局
生涯学習課
☎0748-521-6566



第6回

日野ひいなのお絵手紙コンクール作品募集

●募集テーマは、「ひなまつり」「梅」

ひな祭り・ひな人形にまつわる思い出、梅にまつわる思い出など春らしいテーマを絵手紙にしてください。

●応募締め切り 令和4年1月31日(月)

●作品の大きさ

郵便ハガキの大きさ(厳守)

●応募方法 ハガキの表面に住所・名前・年齢・電話番号を明記の上、必ず封筒に入れて下記の応募先へ郵送またはご持参ください。

●応募点数 1人2点まで

●賞(観覧者の投票で決まります)

・大賞(1点)：鯛そつめんご膳お食事券を贈呈
・優秀賞(2点)：鯛そつめんらんち
お食事券を贈呈

・佳作(3点)：記念品を贈呈

●開催期間

2月6日(日)～3月6日(日)

◆応募・問い合わせ先

近江日野商人ふるさと館「旧山中正吉邸」
絵手紙コンクール担当
〒529-1162 8
滋賀県蒲生郡日野町西大路1264番地
☎0748-521-0008
☎0748-521-3850
Mail hinofurusatokan@dune.ocn.ne.jp

